

第4章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進

人権教育、啓発を推進するためには、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけでなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることが重要です。市民一人ひとりが、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場を通じて、人権教育、啓発を推進する必要があります。

そのため、行政と学校、事業者、各種団体、市民との協働により、人権教育、啓発活動を実施するとともに、様々な手法を取り入れ、広範な市民の参加と実践を引き出しながら、人権教育、啓発に努めます。

1 家庭

〔1〕現状と課題

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や情操を育み、思いやりや生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む場であるとともに、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で、極めて重要な役割を持っています。

中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通して、保護者と子どもの愛着形成を図るとともに、子どもには自己肯定感や自立心、受容力などを育み、社会生活の中で必要となる基本的なルールを子どもが学んでいくことが大切です。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観については、物の豊かさよりも心の豊かさが求められる一方で、家庭や地域の養育力の低下が進み、児童虐待の多発や貧困問題、格差社会など、家庭をめぐる人権問題が顕在化しています。

さらに、家庭においては、男女が共同して責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう固定的な性別役割分担意識の解消に努める必要があります。さらなる自己啓発や自己研修により、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われるなど、日常生活の場において人権感覚を磨き実践することが必要です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①家庭教育においては、保護者の差別的な意識が言動を通して子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されているため、保護者が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、確かな人権感覚をもって子どもと接することの大切さを啓発します。
- ②家庭児童相談室や児童館、認定こども園、保育所における子育てに関する相談、支援体制の充実や子育てに関する学習の支援をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援、親子での体験学習の促進など、温かい親子関係を育み、親子がともに学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。
- ③家庭の中における、子育て、介護、家事などに男女が互いに尊重し助けあう意識の醸成

を進めます。

- ④子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、家庭の中で起きる様々な人権問題に対する相談や支援機能の充実に努めます。

2 認定こども園・保育所・幼稚園

〔1〕現状と課題

幼児期における教育は、自己肯定感をはじめとした生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとしておろそかにできないものです。そのため、幼児期における発達の特徴を踏まえ、身近な動植物に親しむことにより、生命の大切さを気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努めなければなりません。

また、幼児一人ひとりが、集団の中で基本的な生活ルールを身につけながら自立心を育み、同時に人に対する愛情と信頼感、相手を尊重する心を養っていく教育や保育を行うとともに、幼児の望ましい成長を促すため、認定こども園、保育所、幼稚園などの教育・保育施設や家庭、地域が相互の連携強化を図る必要があります。

少子化や核家族化など時代の変化に伴い多様化する教育・保育需要への対応、子育ての不安や負担の軽減と健やかな子どもを育むための支援を充実することが大切です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①認定こども園、保育所、幼稚園での生活は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域と連携して、人権尊重の精神が感性として育まれるよう努めます。
- ②認定こども園、保育所、幼稚園においては、遊びを中心とした生活を通して他の乳幼児との関わりを深め、思いやりの心を育む教育や保育を推進していきます。
- ③地域の行事に参加し、様々な人たちとふれあう中で、助けあう心や思いやりの心を育てるとともに、日常生活における望ましい習慣や態度、道徳性を培っていきます。
- ④全ての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識や理解を深めるなど、研修を通してスキル*の向上を図っていきます。

3 学校

〔1〕現状と課題

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。

学校教育においては、学校の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に、児童生徒の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行い、いじめや体罰は絶対に許されない、人権が尊重され守られる学校づくりが大切です。また、全ての子どもたちの主体的な進路選択を支援するとともに、生涯を見据えた社会的自立に必要な態度や能力の育成が必要です。

また、最近、SNSなど、インターネット上の書き込みによる差別やいじめ問題が全国的に多発している中で、児童生徒一人ひとりの確かな人権感覚を養う必要があります。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においては、児童生徒一人ひとりが、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認めあう心、他人の痛みがわかる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。身近な生活にも結びつけながら、人権に関わる歴史等を正しく理解するとともに、人権の意味や内容等への理解を深め、人権尊重の意欲や態度を培っていくことが大切です。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」、兵庫県教育委員会の「人権教育基本方針」及び加東市教育委員会の「第2期加東市教育振興基本計画」の方針に基づき、「自己の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育むという観点から、児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する知的理解及び人権感覚を高めるために、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面に留意した人権教育を進めるとともに、自然や地域での体験学習、外国人や高齢者、障害のある人等との交流を積極的に推進するなど家庭や地域と連携した教育を進める必要があります。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①児童生徒一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」などのあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。
- ②児童生徒の自尊感情を高めるとともに、個性や能力を生かす教育を推進します。
- ③自然や地域での体験的な学習を通して、豊かな人間性を育成します。
- ④研修等を通して教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を養うことにより、人権を尊重した教育環境の整備を進めます。

4 職場

〔1〕現状と課題

多様な人々により構成される職場においては、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置や昇進の格差、さらに、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、性や出身地、

国籍、年齢、障害の有無などによる人権問題が起こることが懸念されます。また、女性や障害のある人が、能力を十分に発揮するための職場環境の整備について、十分であるとは言えない状況です。社会や地域への影響力の大きさからも、事業活動全般において人権尊重の視点が必要となります。また、企業、事業所においては、少子高齢化、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会、経済情勢の急激な変化の中で、社会的責任（CSR*）を果たす取組が求められます。

そのような状況において、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れ、職場内で人権に関する研修を行う企業、事業所が増えてきています。

今後とも、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりや人権尊重の視点に根ざした事業活動を進めるために、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①市内の企業及び事業所からなる「加東市企業人権教育協議会（以下「企人協」という。）」の活動を支援することにより、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考を促すとともに、障害のある人の法定雇用率達成の問題、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、男女の賃金や昇進の格差是正などの問題の存在を再認識し、人権尊重の視点に立った適切な対応が行える体制づくりを推進します。
- ②人権啓発ビデオライブラリー等を利用するなど、企業、事業所では社員研修を開催し、豊かな人権感覚を培い、具体的実践につながるよう促進します。
- ③人権尊重意識の高い職場づくりと雇用、労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報 の適正な管理など、企業、事業所の社会的責任（CSR）を果たす取組が推進されるよう、経営者、人事労務管理者等を対象とした人権研修などを積極的に推進します。
- ④企業、事業所においては、企業、事業所内の研修だけでなく、イベントへの協賛をはじめ、人権啓発活動への社員等の参加、障害のある人や学生等の就業体験の受け入れなどの充実を促進します。

5 地域

〔1〕現状と課題

地域は、市民が日常の生活や地域活動などを通して、様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、生涯にわたって主体的に学び続ける生涯学習の場でもあります。

そのため、学習の場として公民館等における社会教育活動や大学等における公開講座、加東市人権・同和教育研究協議会（以下「市同教」という。）による各種学習会、行政主催のセミナーや講演会などが行われています。

人権感覚は、主として地域における日常の付き合いの中で個人が自然に会得していくものであることから、教育及び啓発リーダーの育成、地域実践活動の場や機会の提供、交流の促進などにより、地域の教育力を高め、市民の主体的な学習及び啓発活動が活発に展開される仕組みづくりが必要です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①「第2期加東市教育振興基本計画」の方針に基づき、人権教育を生涯学習体系に位置づけ、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報や教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動の支援を行います。
- ②人権啓発推進員を中心とした各自治会単位での人権学習会のさらなる活性化を図るため、人権啓発ビデオ等の啓発資料やリーダー研修などの充実を図ります。
- ③広域隣保活動事業における講座の充実、学習機会や情報提供、指導者養成支援などを通して、地域の特性を活かした人権学習の推進に努めます。
- ④人権尊重の理念のさらなる広範な普及をめざし、自治会、婦人会、シニアクラブ、子ども会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティア活動団体などとの連携を図ります。
- ⑤人権擁護委員と連携し、地域の実情に応じた活発な啓発活動を行います。
- ⑥人権に関わるイベントや講演会の開催、わかりやすい啓発冊子の作成など、市民に親しみやすく工夫を凝らした取組を進めます。
- ⑦人権文化をすすめる市民運動推進強調月間（8月）や人権週間（12月）を啓発活動の強化月間として、あらゆる差別の解消に向けて、住民意識の高揚に努めます。
- ⑧市は、市同教の活動を支援します。市同教では、生きがいと幸せを築きあう人間尊重のまちをめざして、部落差別の問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れる様々な人権問題を明らかにしながら、人権、同和教育の充実を図ります。

6 各種団体

〔1〕現状と課題

地域では、青少年団体や子ども会、消防団、シニアクラブ、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPOなどが、人と人とのつながりの中、様々な活動を行っています。そのため、各団体では、人間関係を原因とする人権問題に関わる行為が発生する場合も少なくないと考えられます。

それぞれの団体において、人権に関わる多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験、文化、スポーツなど、様々な活動を通じ、他者を

理解し、互いの人権を認め合う取組が行われることが大切です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ① 自治会をはじめ、民生委員・児童委員、市同教、企人協、人権擁護委員など地域の関係団体との連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。